愛媛新聞　月ぎめ定価 3,086円(本体価

精神障害者の路線バス利用

愛媛だけ割引なし

「適用制度整えて」

県内で路線バスを運行する全ての事業者が、運賃の障害者割引制度を精神障害者に適用していない。県などによると、精神障害者に割引を適用する路線バス会社がないのは全国で愛媛だけ。県精神保健福祉士会は6月にも割引適用を求める要望書を県バス協会や各事業者に提出するとし「10月の全国障害者スポーツ大会までには制度を整えてほしい」と呼び掛けている。

県内で定期路線バスを運行する8事業所では、身体障害者手帳や知的障害者のための療育手帳を提示すれば運賃が半額になるなどの割引制度を適用。ただ精神障害者に交付される保健福祉手帳には割引が適用されていない。「なぜ精神障害者だけが対象外なのか」。生活や通院でバスを利用する当事者の声を受け、福祉士会は2016年5～6月に松山圏域の手帳所持者にバスや電車の利用状況のアンケートを実施した。約880人が回答したアンケートによると、外出の際に公共交通機関を利用するのは67%。利用はバス(29%)が最も多く、次いで市内電車(24%)、郊外電車(19%)となった。バスの利用頻度は月1回が最多だが、毎週利用する人も31%。運賃割引があれば「利用頻度が増える」と回答したのは47%だった。

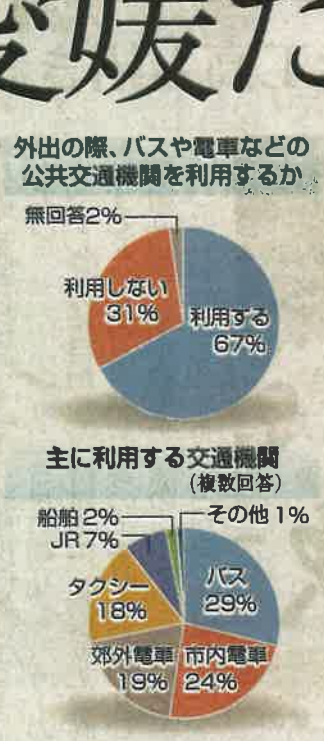

精神障害者の公共交通機関の利用に関するアンケート(県精神保健福祉士会調べ)

県精神保健福祉士会　業者側に要望へ

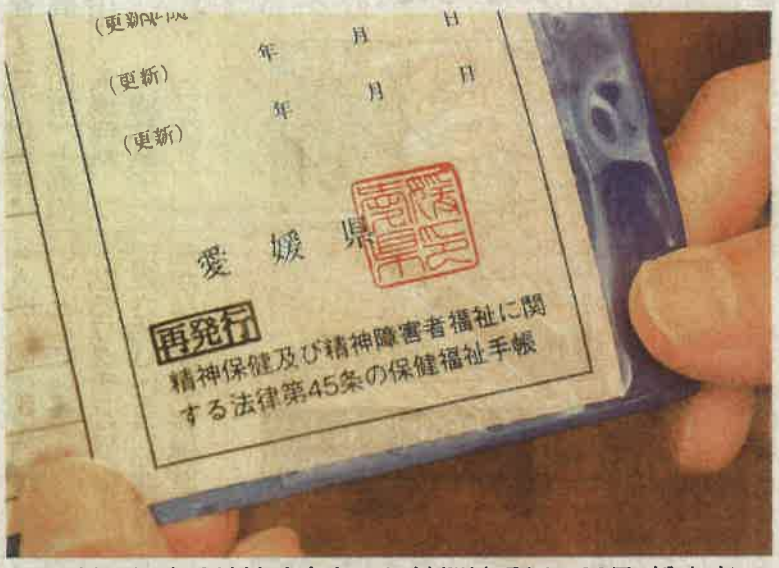

県が発行する精神障害者の保健福祉手帳＝26日、松山市

「通院や通勤に公共交通機関は欠かせない」「精神障害者への差別や偏見がある」などの声が集まった。福祉士会は「精神科病院は郊外にある場合が多く、バスの利用が不可欠。毎月の通院で交通費もかさむ」と指摘する。

精神障害者の保健福祉手帳にはかつて顔写真の添付がなく本人確認ができないなどとして、精神障害者への割引制度は全国的に遅れていた事情がある。しかし06年に顔写真の添付が始まったことや、都道府県による障害者手帳の様式の統一化、16年4月の障害者差別解消法施行などで、全国で制度拡充の動きが加速した。

県内でも精神障害者が保健福祉手帳で受けられる交通サービスはある。四国開発フェリーや松山・小倉フェリーは、身体、知的、精神の全ての障害者手帳を対象に割引を適用。市町が運行するコミュニティーバスも運賃は半額や無料だ。一方、JR運賃や高速道路の通行料金は身体・知的障害者のみの割引となっている。

県や福祉士会によると、県内のバス事業者と協議した際は「経済的な理由」で承諾を得られなかったという。伊予鉄道(松山市)は「取材は受けられない」とコメント。瀬戸内運輸(今治市)は「割引原資は全て事業者負担で、対象の拡大は減収要素となり悩ましい。県内で足並みをそろえる必要もある」と明かす。宇和島自動車(宇和島市)も「県内の事業者で割引制度は統一するべきだ」とし、各事業者が単独で導入するのは難しいとした。

福祉士会の菊地健会長は「障害への理解が進む中、愛媛だけが取り残されている。精神障害者が社会に出る機会を増やすためにも、制度の拡大は重要だ」と訴えている。

(藤田恵)